

農地中間管理事業事務手続きマニュアル
～ 新集積計画一括方式（貸借）～
（福島復興再生特別措置法に基づく手続き）
【令和 5 年 4 月 暫定版】

公益財団法人福島県農業振興公社

【 手続き編 】

※本マニュアルの事務手続きは、農業経営基盤強化促進法等の改正（令和5年4月）に伴い、農地中間管理事業（新集積計画一括方式）の事務手続きが見直しとなることから、『農地中間管理事業事務手続きマニュアル』の全面改正までの間の暫定的なマニュアルである。

新集積計画一括方式の手続き

別紙フロー図参照（P.4）

1 賃貸及び借受申込書の提出

- （１）農用地等を貸したい所有者（以下「農地所有者」という。）は、該当農用地等が所在する市町村に、必要事項を記載した農地中間管理事業賃貸申込書（農地所有者用）（以下「申込書」という。）（促進借入 1 号・様式編 P.1）1 部を提出する。なお、未相続農用地等を利用権設定する場合は、農地利用集積等促進計画同意書（促進借入 1-1 号・様式編 P.3）及び相続関係説明図を添付するものとする。
- （２）農用地等を借りたい者（以下「借受者」という。）は、該当農用地等が所在する市町村に、必要事項を記載した農地中間管理事業借受申込書（農地借受者用）（以下「申込書」という。）（促進貸付 1 号・様式編 P.18）1 部を提出する。
- （３）市町村は、農地所有者及び借受者より申込書で提出のあった農用地等に関し、農業委員会と連携して地域計画や農地台帳と照合し、記載内容に不備がない場合は、当該申込書を受理するとともに、申出書のコピーを保管する。市町村は、新集積計画一括方式一覧表（促進借入 5 号・様式編 P.9 及び促進貸付 2 号・様式編 P.20）（以下「一覧表」という。）に取りまとめる。作成後は、公文（借入様式 2 号・様式編 P.4）に申込書、一覧表、貸付関係書類を各 1 部添付し、機構に送付する。

2 新集積計画(案)の作成

- （１）機構は、農地中間管理事業帳票作成システムを用いて農用地利用集積等促進計画（案）（促進借入 7 号・様式編 P.11 及び促進貸付 8 号・様式編 P.26）を作成する。その後、関係の農業協同組合（以下「JA」という。）へ、農地中間管理事業ファイル転送システムを利用して公文（借入様式 4-2 号・様式編 P.8）に一覧表及びその他必要な書類を添付して送付する。
- （２）JA は、農地中間管理事業ファイル転送システムで送信された書類を受信し、農地中間管理事業帳票作成システムにより、借入契約の農用地利用集積等促進計画（案）（各筆明細原本 1 部、控え 1 部、農地中間管理事業の借入に係る共通事項（以下「共通事項（借入）」という。）1 部）

及び賃借料振込送金先指定書（１部）を印刷（農地所有者に手数料の支払いが発生する場合は、貯金口座振替依頼書。ただし既存の３枚複写の同依頼書を使用する場合は印刷不要）する。

また、貸付契約の農用地利用集積等促進計画（案）（各筆明細原本１部、控え１部、農地中間管理事業の貸付に係る共通事項（以下「共通事項（転貸）」という。）１部）及び貯金口座振替依頼書を印刷する。

なお、JA が対応出来ない場合は、機構が作成する。

３ 農業委員会への意見聴取

市町村は、農業委員会に対し農用地利用集積等促進計画（案）の貸付相手方について意見を求めるとともに、借受者が全部耕作要件及び常時従事要件等を満たしているか否かについて意見を求める。（参考様式１号・様式編 P.36、参考様式２号・様式編 P.37）

４ 新集積計画（案）等の調印

- （１）JA は、市町村や機構等と協議の上、調印に係る日程調整等を行うとともに、当日は農地所有者及び借受者に対し、農用地利用集積等促進計画（案）や口座関係書類等の正確な記名押印を誘導する。その際、「農地中間管理機構からの重要なお知らせ」（促進借入８号・様式編 P.16 及び（促進貸付９号・様式編 P.33））及び「機構関連事業に係るお知らせ（貸借期間が１５年以上の契約に限る）」を用いて契約内容の確認を行うとともに、農地所有者には農用地利用集積等促進計画（案）の控え、共通事項（借入）及び手数料引き落とし該当者の貯金口座振替依頼書の控え、借受者には同計画（案）の控え、共通事項（転貸）及び賃料・手数料引き落とし該当者の貯金口座振替依頼書の控えを手交する。

なお、JA が対応出来ない場合は、市町村が機構と協議の上対応する。

- （２）JA は、公文（借入様式６号・様式編 P.10）に調印した農用地利用集積等促進計画（案）や口座関係書類等を添付し、機構へ送付する。

なお、JA が対応出来ない場合は、市町村が機構へ送付する。

- （３）市町村は、公文（県要領様式第１号・様式編 P.38）により農地所有者及び借受者から同意（押印）を得た農用地利用集積等促進計画（案）等に農業委員会の意見書（上記 ３）を添付して機構へ送付する。

5 利害関係人の意見聴取

機構は、農用地利用集積等促進計画（案）について、（促進貸付 8-1 号・様式編 P.31）により機構のホームページ上で 1 週間掲載し、利害関係人の意見を求める。

掲載終了後機構は、（促進貸付 8-2 号・様式編 P.32）により意見概要及び意見に対する措置を取りまとめる。

6 新集積計画(案)の同意、県への送付

市町村から農用地利用集積等促進計画（案）等の送付を受けた機構は、農用地利用集積等促進計画（案）に同意（押印）するとともに 1 部写しを保存し、公文（県要領様式第 2 号・様式編 P.39）により同意した農用地利用集積等促進計画（案）及び市町村から送付された関係書類に、利害関係人からの意見概要（上記 5）の書類を添えて県へ送付する。

新集積計画一括方式による借入・貸付の事務手続

